

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

告示

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	新	旧	二百八十二号	鹿角市八幡平字湯瀬才田四番七地先から七番一地先まで	一三・〇〇〇〓二四・〇〇	〇・一九九
	新	旧	二百八十二号	〃	一五・〇〇〇〓三二・〇〇	〇・一九九

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月七日から同月二十日まで

秋田県告示第五百八十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	新	旧	四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字福嶋二三番三地先から字切欠四八番一地先まで	一一・五〇〇〓二一・〇〇	〇・九八〇
	新	旧	四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字福嶋二三番三地先から字切欠四八番一地先まで	一一・五〇〇〓二一・〇〇	〇・九八〇
	新	旧	四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字福嶋二三番三地先から字切欠四八番一地先まで	一七・〇〇〇〓四二・〇〇	〇・八六九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月七日から同月二十日まで

秋田県告示第五百八十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

- 道路区域の変更(五七九、五八〇・道路課).....1
- 道路の供用開始(五八一・道路課).....1
- 道路区域の変更及び供用開始(五八二・道路課).....2
- 公告
- 特定調達契約に係る落札者の決定(山本地域振興局総務企画部).....2
- 電算機器賃貸借契約に係る一般競争入札の実施(農地整備課).....2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部).....3
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出(仙北地域振興局農林部).....3

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課).....3
- その他
- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者.....4

告示

秋田県告示第五百七十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
四ツ屋神岡線		大仙市神宮寺字福嶋二三番三地 先から一〇六番一地先まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字曲沢五五番地内	一〇・六〇〇〇一七・二〇	〇・〇三三
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	一一・三〇〇一七・二〇	〇・〇三三
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字館ノ下三六番一地先から六二番六地先まで	六・五〇〇一・六〇	〇・〇五〇
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	八・〇〇〇一四・〇〇	〇・〇五〇
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字弥六川内二番二地内	六・〇〇〇九・二〇	〇・〇一一
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	六・〇〇〇九・二〇	〇・〇一一
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字湯ノ沢三三番二地先	六・七〇〇七・五〇	〇・〇二七
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	七・〇〇〇一一・〇〇	〇・〇二七

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第五百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年十二月七日
秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月七日から同月二十日まで

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十九年十二月七日

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺 田 典 城
凍結抑制剤(NaCl) 三千四百トン
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山本地域振興局総務企画部総務経理課 能代市御指南町一番十号
- 三 落札者を決定した日
平成十九年十一月十六日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社 秋田デイトクライト 秋田市飯島字穀丁大谷地一番地十九
- 五 落札金額(五百キログラム当たりの単価)
一万一千五百五十円

- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十九年十月五日
- 電算機器賃貸借契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年十二月七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
(一) 借入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 九十八台

- デイスブレイ 三十五台
- (一) 借入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 借入期間
- 平成二十年二月一日から平成二十三年八月三十一日まで
- (三) 借入物品の設置場所
- 別途指定する場所
- (四) 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県建設交通部建設管理課技術管理室 建設情報化推進班(電話〇一八八六〇一四二二〇)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十二月七日(金)から同月二十六日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成二十年一月八日(火) 午前十時三十分
- 秋田県庁本庁舎地階 入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
- 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

- 四 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成十九年十二月七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 退任理事の住所及び氏名
- 由利本荘市矢島町荒沢字上針ヶ岡十三番地 佐藤 實
- " " " " " " 字中荒沢三十七番地 佐藤 拓夫
- " " " " " " 字下針ヶ岡九十九番地 佐藤 系悦
- " " " " " " 城内字八森下百四十九番地 佐藤 忠一
- " " " " " " 立石字山田八十六番地 伊豆 秀一
- " " " " " " 新荘字西田百十八番地 佐藤 近美
- " " " " " " 川辺字田中十七番地 三浦 登
- " " " " " " 立石字堀苗代二十番地 三浦 忠行
- " " " " " " 荒沢字濁川六十番地 高橋十五郎
- " " " " " " 木在字漆保八十五番地 佐々木憲一郎
- " " " " " " 元町字田沢五番地 麻生清一郎
- " " " " " " 字新所七十四番地 佐藤 一美
- 二 就任理事の住所及び氏名
- 由利本荘市矢島町荒沢字中荒沢三十七番地 佐藤 拓夫
- " " " " " " 元町字新所四十七番地 土田 正俊
- " " " " " " 城内字八森下百二十二番地 佐藤 孝義
- " " " " " " 川辺字小坂三十一番地一 三浦 一男
- " " " " " " 木在字下木在四十九番地 三浦 國太郎
- " " " " " " 新荘字西田百十八番地 佐藤 近美
- " " " " " " 荒沢字上針ヶ岡十三番地 佐藤 實
- " " " " " " 立石字堀苗代二十番地 三浦 忠行
- " " " " " " 字山田八十六番地 伊豆 秀一
- " " " " " " 荒沢字濁川六十番地 高橋十五郎

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	湯沢市御囲地町三百九十二番五	宅地	二五六・九五	八、〇一六、〇〇〇
二	雄勝郡羽後町西馬音内字町田四十一番十三	宅地	四二六・九八	七、〇八八、〇〇〇

一 入札に付する物件の所在地、面積等

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から次のとおり役員の住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 住所の変更前の理事の住所及び氏名
- 大仙市協和小種字大川端百十一番地二 佐藤 英雄
- " " " " " " 字家の前百四十六番地一 佐藤 一司
- 二 住所の変更後の理事の住所及び氏名
- 大仙市協和小種字木形台百四十六番地六 佐藤 英雄
- " " " " " " 百四十六番地五 佐藤 一司

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月七日

二 契約条項を示す場所並びに入参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一 二 七	秋田県雄勝地域振興局 総務経理課(電話〇一八三―七三―八一―九七)	平成十九年十二月七日 (金) から同月二十一日 (金) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県雄勝地域振興局 庁舎第一会議室	平成十九年十二月二十五日(火) 午後一時
二	秋田県雄勝地域振興局 庁舎第一会議室	平成十九年十二月二十五日(火) 午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
法人の代表者印、法人の登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六條に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八

一六〇―二七三六)に照会のこと。

そ の 他

平成十九年十月二十一日に実施した宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六條の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の結果次の者が合格したので、公告する。

合格者は五十問中三十五問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六條第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十問以上正解の者とする。

試験問題の正解番号は別表のとおりである。

平成十九年十二月七日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

〇五〇一〇〇一三	笠原 辰雄	〇五〇一〇二五二	佐々木 さとみ
〇五〇一〇〇二四	後藤 鮮延	〇五〇一〇二五八	尾留川 忠夫
〇五〇一〇〇二七	板橋 伸子	〇五〇一〇二八七	笹森 喜博
〇五〇一〇〇三二	鈴木 誠	〇五〇一〇二九五	千葉 悟
〇五〇一〇〇三五	小川 達	〇五〇一〇二九六	柴田 英夫
〇五〇一〇〇五五	長谷川 忠	〇五〇一〇二九九	杉原 信哉
〇五〇一〇〇七二	安田 鉄介	〇五〇一〇三〇〇	種倉 康平
〇五〇一〇〇七六	藤 知宏	〇五〇一〇三〇一	大友 秀一
〇五〇一〇〇七八	佐藤 文昭	〇五〇一〇三〇六	庄内 美由紀
〇五〇一〇〇七九	斉藤 秀一	〇五〇一〇三〇九	田村 明広
〇五〇一〇〇八七	児玉 武志	〇五〇一〇三二九	渡邊 裕之
〇五〇一〇〇九三	穂積 拓洋	〇五〇一〇三三二	石川 毅明
〇五〇一〇一〇〇	小林 栄幸	〇五〇一〇三三三	熊井 五郎
〇五〇一〇一〇二	柴田 真弓	〇五〇一〇三五六	澤田 一美
〇五〇一〇一〇二	金 宏暁	〇五〇一〇三六〇	佐々木 真紀子
〇五〇一〇一〇三	高橋 栄太	〇五〇一〇三六九	織田 寛樹
〇五〇一〇一〇三	藤原 直子	〇五〇一〇三七九	原田 栄吉
〇五〇一〇一〇六	菊谷 恵美子	〇五〇一〇三七一	山田 将寛
〇五〇一〇一〇八	高橋 陸雄	〇五〇一〇三七四	山谷 将寛
〇五〇一〇一〇九	手塚 龍一	〇五〇一〇三八二	山田 智子
〇五〇一〇一〇六	湊 友	〇五〇一〇三八七	木下 拓美
〇五〇一〇一〇二	大沼 留美子	〇五〇一〇三九七	戸田 暁子
〇五〇一〇一〇三	中川 智晴	〇五〇一〇三九七	速水 和彦
〇五〇一〇一〇三	上村 智将	〇五〇一〇四二六	佐藤 夏樹
〇五〇一〇一〇三	猪又 智稔	〇五〇一〇四二七	堀井 圭亮
〇五〇一〇一〇三	加賀谷 洋子	〇五〇一〇四四一	檜山 賢史
〇五〇一〇一〇三	小笠原 亮	〇五〇一〇四四二	西村 ミヅ子
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四四三	小松田 剛史
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四五二	藤原 成文
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四六四	後藤 修
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四六九	萬年 康
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四八二	佐藤 珠美
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四九六	三浦 珠美
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇四九八	大平 さとみ
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五一一	佐々木 富夫
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五一三	山内 隆樹
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五一八	加賀美 典明
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五二六	齋藤 寿子
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五三九	藤原 建一
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五四六	伊藤 秀行
〇五〇一〇一〇三		〇五〇一〇五五二	佐々木 秀司

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄